

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案の概要

「郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が郵便局ネットワークを支える」観点から、郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設し、郵政事業のユニバーサルサービス提供の安定的な確保を図る。

ユニバーサルサービスのコスト負担方法

【現行】

日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の「民・民」の契約



【改正後】

- ・**基礎的費用**は「交付金・拠出金」制度で賄う
- ・それ以外の費用は従前どおり「民・民」の契約で決定

交付金・拠出金制度の創設

郵便局ネットワーク支援業務

- 機構の目的達成業務として、**ア**郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金の交付、**イ**拠出金の徴収を追加

交付金・拠出金

- 日本郵便に対し、下記**①**から**②**を控除して得た額の交付金を交付

- ①** 郵便局ネットワークの維持に要する**基礎的費用**の額
- ②** 下記**③**の按分して得た額のうち日本郵便に係る額

※「**基礎的費用**」＝ 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用

- 郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、関連銀行・関連保険会社から、下記**③**の額の拠出金を徴収

- ③** 上記**①**の額及び事務費相当額の合計額を、日本郵便・関連銀行・関連保険会社の各業務において見込まれる郵便局ネットワークの**利用の度合**に応じて按分して得た額のうち、関連銀行・関連保険会社に係る額

- (交付金・拠出金の額等につき) 総務大臣の認可 ➢ 資料提出・公表

機構の名称等の改正

機構の名称

機構の名称を「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更

機構の目的

機構の目的に「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図ること」を追加

機構の役員

理事を1名から2名に変更

制度開始日等

制度開始日 平成31年4月1日

検討 交付金の規定等について検討し、必要があれば所要の措置